

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和2年8月26日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（8月26日）〕

熊取町スマートシティ構想について	2
第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和元年度実績報告について	10
町村選挙における選挙公営の拡大について	15
泉佐野市田尻町清掃施設組合へのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託について	16
その他報告	18
1. 町制施行70周年記念事業推進体制について	18
2. 特別定額給付金給付事業の実績報告について	18
3. 困窮事業者特別定額給付金の申請期間の延長について	19
4. 熊取町公式LINEアカウント運用の開始について	19

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和2年8月26日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	田 中 圭 介	2	番	大 林 隆 昭
	3	番	浦 川 佳 浩	4	番	坂 上 昌 史
	5	番	田 中 豊 一	6	番	鱧 谷 陽 子
	7	番	文 野 慎 治	8	番	重 光 俊 則
	9	番	二 見 裕 子	10	番	渡 辺 豊 子
	11	番	河 合 弘 樹	12	番	矢 野 正 憲
	13	番	江 川 慶 子	14	番	坂 上 巳生男

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	勘六野 朗	総合政策部長	明 松 大 介
	総合政策部理事	野 津 惠	総合政策部理事 兼 財 政 課 長	東 野 秀 毅
	総 務 部 長	林 利 秀	総 務 部 理 事	阪 上 章
	住 民 部 長	巖 根 晃 哉	住 民 部 理 事	山 本 浩 義
	健康福祉部長	山 本 雅 隆	都 市 整 備 部 長	矢 部 義 雄
	都市整備部理事 兼 道 路 課 長	白 川 文 昭	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 谷 ゆかり
	上下水道部長	山 戸 寛	教 育 次 長	阪 上 敦 司
	企画経営課長	近 藤 政 則	危 機 管 理 課 長	藤 原 孝 二
	広報公聴課長	道 端 秀 明	情 報 政 策 課 長	浦 添 全 弘
	総 務 課 長	奥 村 光 男	総 務 課 参 事	井 口 雅 和
	人 事 課 長	橋 和 彦	環 境 課 長	島 尾 学
	健康・いきいき 高 齢 課 長	石 川 節 子	生 活 福 祉 課 長	降 井 広 志
	子育て支援課長	三 原 順	保 育 課 長	藤 本 明
事 務 局	議会事務局長	藤 原 伸 彦	書 記	瀬 野 裕 三

案 件

- 1) 熊取町スマートシティ構想について
- 2) 第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和元年度実績報告について
- 3) 町村選挙における選挙公営の拡大について
- 4) 泉佐野市田尻町清掃施設組合へのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託について
- 5) その他報告
 1. 町制施行70周年記念事業推進体制について
 2. 特別定額給付金事業の実績報告について
 3. 困窮事業者特別定額給付金の申請期間の延長について
 4. 熊取町公式LINEアカウント運用の開始について

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全

員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長（矢野正憲君）なお、新型コロナウイルス感染予防対策として、室内換気のため適宜休憩をさせていただきますので、ご了承ください。

本日の案件は、熊取町スマートシティ構想についてほか3件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、熊取町スマートシティ構想についての件を説明願います。近藤企画経営課長。企画経営課長（近藤政則君）それでは、熊取町スマートシティ構想につきまして私から説明いたします。

本日配付しております資料は、11ページにわたる構想本体とA3判で概要版をお配りしております。構想が11ページにわたりますので、本日は概要版を使って説明させていただきます。

なお、詳細につきましては、後ほど構想の該当ページをご覧くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、説明いたします。

まず、第1章としまして、基本的な方向性について左上部に記載しております。

最初に、まずスマートシティ構想の策定、この背景でございますが、今日の少子高齢化、人口減少社会に加えまして、長期的に見れば高齢世代の超高齢化、困窮化、孤立化や社会のあらゆる場面での担い手不足、こういったものが顕著になるいわゆる2040年問題、これを想定したまちづくりが求められるという認識を持っております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式への適応、また、教育、健康都市といった17の目標からなるSDGsの実現といった社会の要請、こういったものがあるというふうに認識をしております。

そして、真ん中にスマートシティという四角囲みがございます。そして、こういったことを念頭に、今後のまちづくりにおきましては人口構造や都市構造に起因する構造的な課題、こういったものに対して従来型の解決手法の限界がございます。そういったことで、少子高齢化、人口減少社会への対応、特に、単なる課題の解決だけではなくて住民生活の質の向上への要請、こういったものに対応べく、先端技術を活用した革新的な解決手法を積極的に検討、導入し、利用者視点による住民が主役のスマートシティ実現のための基本的な方向性などを示すことが、今回の構想策定の目的となっております。

今申し上げた内容、詳細につきましては、構想の1ページに記載がございます。ご確認くださいませ。

続きまして、真ん中辺りですが、こちらは熊取町第4次総合計画との関係について記載した部分でございます。スマートシティ化による日常生活の利便性を向上させるというまちづくりが総計のまちの将来像の実現、これにもつながるものであることから、やや下の辺りなんです、四角囲みのところでございます。矢印右方向のものがございますが、スマートシティによるまちづくりを重要な新たな政策ツールとして位置づけまして、総計の将来像実現を加速させるとともに、さらなる住民の利便性向上、幸福度向上のためにスマートシティ化を推進するものとしてスマートシティと総計の関係を図示したのが、今申し上げた中ほどの図になります。こちらにつきまして、この関係を詳細に記載したのが構想の2ページになります。

続きまして、次にスマートシティの取組における基本姿勢につきましては、まず、スマートシティという言葉は、法令に特に定義があるものではございません。そういうことから、いろんな団体で実施されているこの取組については、範囲とか手法、こういったものは非常に多様なものがござ

います。本町におきましては、これまで何度か申し上げたように、住民の方の利便性の向上、これを最大の目標に設定しております。

その上で、取組姿勢の1つ目としまして、繰り返しになりますが、住民の方が利便性を実感できるということを重視しまして、単なる先端技術の追加ではなくて、地域課題の解決手段として先端技術を活用してまいりますということで、技術の導入、それが目的ではなく、あくまでも手段として地域課題の解決につなげていくということでございます。

次に、2番目が、地域特性を生かしてまいります。具体的には、協働のまちづくりですとかコンパクトシティ、こういった特性をこの取組においては活用してまいります。具体的には、大学との協働ですとか17.24平方キロメートルというコンパクトな町域に都市機能がバランスよく配置されているという本町の特性、こういったものを活用してスマートシティを進めていくという内容でございます。

次に、(3)府・市と歩調を合わせるということで、ご存じのとおり、先行してスマートシティ化を進めております府・市のコーディネート機能ですとか先進性、こういったものを活用してまいります。既に、大阪府のスマートシティ戦略部による仲介により、民間事業者との協議も何度か行っております。具体的なそういう動きもでございます。

今申し上げた3つの基本姿勢につきましては、構想の3、4ページに記載がでございます。

続きまして、第2章の内容といたしまして、こういったスマートシティの取組をどのように取り組んでいくのか、そしてどのような政策分野に取り組んでいくのかについて記載がでございます。これは、真ん中やや下辺りです。

まず、どのように取り組んでいくのかということでございますが、1つ目、(1)で住民ニーズに即して行政の在り方を変えるということでございまして、具体的には、現在のICTの技術革新によるライフスタイルの変化や住民ニーズの複雑化、高度化への対応としまして、これまでの行政の在り方から脱却し、住民が利用しやすい形で先端技術を活用してサービスを再構築するというものでございます。例としましては、現在数多くの方がスマホを所有されております。こういったことからスマートフォンでの閲覧に適したホームページを構築していく、こういったことが住民が利用しやすい形で先端技術を活用していくというようなことの例として考えております。

2つ目でございます。府・市及び民間企業との協働、こういったものに取り組んでまいります。具体的には、1つ目が府・市の人材面、情報面、資金面の資源を積極的に活用いたします。2つ目としまして、府・市の自治体と企業等とのマッチング制度、こういったものを積極的に活用してまいります。3つ目が本町独自の企業等への誘因措置、いわゆるインセンティブと呼ばれるものでございます。こういったものを調査、検討するものでございまして、既に①、②につきましては順次活用を図ってまいりますし、③につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でまだ行けていないんですけれども、6月補正でも予算を計上させていただきました先進地への視察も踏まえながら、この取組を検討してまいりたいと現在考えております。

続きまして、右上部に具体的に取り組んでいきます政策分野を記載しておりますので、そちらをご覧ください。よろしいでしょうか。

先ほど総合計画との関係でも述べましたとおり、スマートシティ構想の対象はあらゆる政策分野にわたりますが、より効果的、効率的にこの取組を進めるため、本町の地域課題に応じて取り組むべきテーマを設定しまして、実践的な取組を進めてまいります。具体的には、7つの政策分野を設定し、それぞれの方向性及び想定する取組を構想の6ページから10ページに記載しております。本日は概要ということで、その一部をご紹介させていただきます。

まず、1つ目の役場のデジタル化、世間一般では今、DXと聞き慣れない言葉がよく使われるんですけれども、より分かりやすく、そういったものを役場のデジタル化ということで分野を設定しております。これにつきましては大きく2つに分けております。

1つ目は、行政手続のオンライン化です。方向性といたしましては、言わずもがなでございます

が、新しい生活様式への適応ですとか国の動き、こういったものを追い風にしまして、最終的な目標としましては全ての行政手続のオンライン化を目指すものでございます。ただし、当然のことながら、法令や対面によることがより効果的である手続、こういったものについては引き続き、対面によるものを継続していくという考えでございます。具体的には、より住民に身近な手続からオンライン申請等の社会実証を開始することを想定しております。

2つ目は、ICT活用による業務効率化です。こちらは、行政内部事務のデジタル化を進めることで職員の生産性を高め、より重要な業務への人的資源の合理的なシフトへつなげるというものでございます。いわゆる限られたマンパワーを、より重要な業務へのシフトにつなげていくという方向性を持っているものでございます。具体的には、6月議会で予算化されましたが、議員のタブレット端末導入による議会のペーパーレス化、こういったものですとかホームページ、SNS等の機能の体系化による情報発信機能の充実、こういったものを想定しております。

次に、2つ目のまちのキャッシュレス化でございますが、地域の商工業振興及び特に新しい生活様式への適応のため、国の政策、例えばマイナポイント、こういったものがございまして、こういったものも活用し、キャッシュレス化を推進してまいりたいと考えております。具体的には、利用者にポイント等を還元するキャッシュレス決済ポイント付与事業を社会実証として実施していく予定にしております。

続いて、(3)のスマートモビリティにつきましては、本町で現在顕在化しております買物難民、ラストワンマイル問題といった課題の解決に向けたきめ細かな移動手段の確保に取り組むということでございまして、将来的には路線バスやコミュニティバス、ひまわりバスです。こういったものとの適切な連携の下、AIオンデマンド交通の試行導入、こういったものに取り組んでいきたいと考えております。

続いて、(4)のデータヘルスでございます。データに基づく個々に応じた保健指導を通じ、高齢者のみならず広く住民の皆様に主体的にご自身の健康の維持、改善に関わっていただくことで、健康寿命延伸や医療費削減を目指していくものでございます。具体的には、おおさか健活マイレージ アスマイルなどの健診、健康講座情報等をSNSを通じて発信することや、大学との協働で現在も進めておりますが、タピオステーションにおける住民の健康データの収集、分析を実施してまいりたいと考えております。

次に、子育ての分野でございます。言うまでもなく、保護者の方々の就労環境の変化に合わせて、子育てに関する行政手続を可能な限り簡素化、電子化することで、余った時間、余裕のできた時間を家庭における子育ての充実を促進するものにつなげていきたいという方向性を持っております。こちらにつきましては、先日子育て支援アプリを導入したところでございますが、順次その機能の拡張を図ってまいりたいと考えております。

次に、6番目の教育でございます。児童・生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向け、ICTを活用した個に応じた指導を充実するための指導方法の工夫、発展の推進などにつなげるとともに、教員の負担を軽減するという方向性の下、現在、町立小・中学校における児童・生徒1人1台端末及び高速大容量通信ネットワークの整備を順次進めておるところでございます。

最後に、防災です。大規模災害などの発生に備え、住民の防災意識を高めるとともに、即時性、確実性のある情報を発信するなど、ICTを使って適切な避難行動をサポートする取組を進めるものとしたしまして、具体的にはSNSなどによる気象警報や避難勧告などの緊急情報をリアルタイムに発信することですとか、将来的に、ドローンを活用した被害状況確認ですとか二次災害防止の取組を検討してまいります。

最後に、スケジュールにつきましては資料の一番下でございます。

大阪府・市と合わせまして、一旦、万博開催の2025年をめどといたしまして、その間を3つの期間に分け、第1段階としまして令和2、3年度におきましては役場のデジタル化、いわゆる行政DXを中心に、技術的にすぐできることから実践してまいります。

次に、第2段階、第2フェーズとしましては、令和4年、5年をめどに、それまでに蓄積されている他団体の先行事例、こういったものを本町でいわゆる横展開していくという段階として考えております。

そして、第3段階でございます第3フェーズでは、令和6年度をめどに、先端技術の進展により実施を目指すものでございます。これは、現時点では費用が非常にかかるような先端技術もでございます。こういったものが、技術がどんどん進展していくことで費用対効果が現れてくるようなものの中には出てこようかと思えます。こういったことを活用しながら、技術が進んで価格が相対的に下がってきて導入できるようなもの、こういったものを第3段階、第3フェーズでは取組として想定しております。

そして、最終的には2025年、令和7年度におきまして、住民が利便性を実感していただくとともに行政サービスの質が向上するということを目指して、この取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、スケジュールにつきましては、第3章として構想の11ページに記載がございました。

構想の説明につきましては以上でございますが、この後、予定としましては、9月1日からこの構想で住民の方々からご意見を伺うパブリックコメントを約1か月程度予定しております。その後、10月をめどに構想の策定を予定しておりますところでございます。

私の説明は以上です。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）最後の、A3判で説明されましたけれども、スケジュールが第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズあります。それぞれに幾らのお金をかける予定なのか、その辺が分かれば教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）正直、今の時点で事業費というものを積算したものはございません。先ほど、例えば第2フェーズでもありましたように先行事例、こういったものも参考にまいりますし、現段階では費用対効果が薄いもの、こういったものでも将来的に価格が下がってくるようなこともございます。そういった意味で、今精緻に何か事業費を積み上げているということではございませんし、本当にこの世界、日進月歩でいろんな先端技術が導入されてまいります。そういったものをしっかりと見定めながら、事業費というものはその都度その都度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今おっしゃることは分かるんですが、やはりこれ、具体的に何をするかというのを決めていかないと、スケジュールが実のあるものになるかどうか分からないです。だから、第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズでどういうものにお金を使って事務改善していくかというのをある程度明確に示していただかないと、ちょっと具体性に欠けるなと思いますので、その辺は早めにご提示をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）おっしゃるとおりでございます、まず第1フェーズのところでご紹介させていただきます。

もう既に予算で可決をいただいたものもございまして、先ほどご紹介しました議会でのタブレットの導入、こういったものも第1フェーズでございます。これも6月議会で可決いただきました職員の出退勤管理のシステム、こういったものももう既に導入の進捗を進めております。来年4月からはこのシステムが稼働してまいりますし、9月議会で補正予算計上予定、ご審議いただく予定にしておるんですけれども、住民税の課税申告支援システム、こういったものも予定をしております。

よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）第1フェーズの技術的にすぐできるところから実践となっているんですけども、それでめどが立っているようなもの、言えるものがあれば教えてほしいのと、あとキャッシュレスのところのポイント還元となっているんですけども、これもめどが立ったらいつからとかどういう形でというのが、言える範囲でいいので教えてください。

議長（矢野正憲君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）今、現時点で実施可能であるものとしてのメニューですけども、まず公式LINEアカウントの立ち上げです。また、先ほどの説明にはなかったんですが、今ペーパーレス化の基盤整備というところで、事務系とインターネット系の無線LAN化、これを実施予定としております。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）私からはキャッシュレスの取組について説明させていただきます。

今のところ、府内の2、3団体も既に予定をしているということで情報はつかんでおるんですけども、キャッシュレス決済としまして何とかペイと呼ばれるようなキャッシュレスサービスがございます。こういったものと連携しましてポイントを若干、何%かというのはまだ制度設計中でございますけれども、幾分かのポイント還元するインセンティブを加えた上で、今のところ町内の事業者でお金を落としていただく仕組みとして、社会実証という枠組みになろうかと思っておりますけれども、今年度中、後半、年明けぐらいにはやりたいなというところで、今現在事業者とも協議をしておるところでございます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）すみません、若干補足です。言わずもがなではございますけれども、先ほど重光議員のご質問に対して申しあげました既に予算化しているもの、議会のタブレットであるとかあるいはGIGAスクール構想なども、我々の構想の中には第1フェーズとして位置づけているものの一部になります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）どのように取り組むかの中からはなんですが、まず、1つ目が住民ニーズに即して行政の在り方を変えるということで、住民が利用しやすい形で先端技術を活用していくというところ、理解できるんです。その次、2つ目が府・市及び民間企業との協働というふうになっているんですが、大阪府と協働していくというところは、大阪府もスマートシティというものを目指しておりますので、協働していくという姿勢も大切かと思うんです。

今、国のほうが地域未来構想20オープンラボというのをを出してしまして、国のほうもそういった行政のIT化、教育についての取組、また、そういったマッチング制度というものをその中で取り上げているんです。だから、そういったもっと幅広く、大阪府だけではなくて国の政策を活用してそういった企業との連携というんですか、そういうマッチングを利用するのも一つのいい策かと思うんですが、その辺の考え方は今回この中には入っていないので、それをどう考えているのか、ちょっと教えてください。

議長（矢野正憲君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）おっしゃるとおりで、いろんな機会を捉えて、やはり専門的な知見というのは幾らあってもいいものでございます。渡辺議員おっしゃるように、我々のところにも国から通知が来ております。地域未来構想20オープンラボという政策名なんですけれども、おっしゃるように、地方公共団体のICT化の取組と専門的な企業ですとか専門人材、こういったものをマッチングする制度なんですけども、今のところ本町にもそういった専門人材の情報も来ておりますし、国からもこういうふうな政策というのが、まさに地域の未来を構想する上で有用やという政策集なんかも

昨日届いたところでございます。しっかりと勉強してまいりたいと思います。

今申し上げたのは内閣府の取組なんですけれども、既に我々が採用している取組が一つございまして、ちょっと縦割りの感じもあるんで、総務省から地域情報化アドバイザー派遣制度というのがございまして、そういった地域の情報化に知見を持つ方、こういった方を派遣いただいて、今リモートでもう既に3回程度、この構想の考え方についてもご意見を伺うような取組も既にしております。

冒頭申し上げたように、いろんな知見を最大限活用して今後もスマートシティ化を進めてまいりたいと思いますので、貴重な情報がまたございましたらご提供いただければ大変ありがたいところでございます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） この中に、スマートモビリティというところでコミュニティ、地域公共交通がありますよね。そういった面につきましても、やっぱり企業との連携というんですか、そういったものが必要になってきますので、そういった企業とのマッチングというものを進めていく上で国のこういった制度も活用していただいて、Ma a Sですか、そういうのも利用しながら地域交通体制をつくっていくということが大事やと思います。国の施策もしっかりと提案しながら構想の中に取り入れていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） ご提案ありがとうございます。もう横のほうから、町長からも早速指示が生まれて、大阪府・市プラス国のほうも、当然、未来構想20という政策の分につきましては検討していく必要はあると考えています。ただ、今後、近藤から申しましたとおり、総務省であったりとか、また国の各機関からコロナ対応とかも含めていろんな形で専門人材の派遣というのはあるかと思っています。

今、これは大阪府・市の戦略と足並みをそろえるということで府・市に限定しているんですが、基本スタンスの中にぜひとも、今日ご意見いただいたということを受けまして、国のほうもこの中に付け加えてまいりたいというふうに思います。当然、今後住民のほうの意見提案もいただく中でそんなご意見もあろうかと思っていますので、またそれらの意見も含めて、最終形にはしっかりと国の分につきましても盛り込んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） よろしく申し上げます。今、国の施策と同じ方向を向いているというところで、すごいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一つ聞きたいことが、4番の政策分野の中のデータヘルスに関してなんですが、今回、子育て支援の子育てアプリというのを導入しました、5番目で。ですので、それと同じように4番のデータヘルスの中で健康ポイントアプリというんですか、今健康ポイントをやっていますよね。自分らでポイントを自己申告してやっていますけれども、アプリという形で、こういう健康診断をいつやっていますよというのをプッシュ型です、そういったアプリの導入というものもこの中にやっぱり盛り込むべきやなというふうに思うんです。その考え方は、この中には入っていないんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） ご質問いただいた、今やっているぴんぴん元気！ポイントカードにプラスしてもう少し子育てアプリのようなものというご意見ですけれども、大阪府のほうが、ここにも記載ありますおおさか健活マイレージ アスマイルというのを、国保の健診を受けたらこれでポイントがついて、3,000円がポイントで入ってくるとか、コーヒーの券が当たるとかという取組もしております。

今、皆さんができるんですけれども、例えば私たちの特定保健指導に当たる方々にこういうものもありますよと普及して、それで例えば歩数をその中で見ていくであるとか、何かせっかくのシス

テムですので、タイアップした形でできないかということは進めていきたいなというふうに今考えているところでございます。元から大阪府のこういうシステムがございまして、今考えているのは、こういうシステムと高齢者の方も使いやすい、今行っているぴんぴん元気！ポイントアップ事業、そういった二本立てという形で、あらゆる年代の方への対応というのを今実施しているところ

です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） それなら、一応これ2040年問題で、目標が令和6年まであと4年あるので、大阪府のマイレージだけを活用するのではなくて、熊取町がやっている健康ポイント制度そのものもこの中に盛り込んで、子育てアプリと同じようにそういったアプリを導入するという方向も検討していただくことが、住民が利用しやすい形の先端技術、住民の活用しやすいものになるかなというふうに、一番身近な町がやっている健康診断等、そういったがん検診等、町がやっている施策とマッチしたものを考えていくことが重要なことなというふうに思いますので、またちょっと計画に盛り込めるように検討していただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） データヘルスに関する個々具体的な要望をいただいたところですけれども、こちらの本日お示ししておりますのが構想ということで、大きな方向性を示す内容ということになっております。今後、第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズということで段階を踏まえて、しっかりとニーズに応じた内容というのはその都度、具体的なものと実施計画レベルの内容で今ご提案いただいたものに関しては対応してまいりたいと思いますので、本日のところは、ちょっとそこまでの部分を構想という大枠の中に盛り込むところまでは何とかご容赦いただけたらなと思います。ご理解よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 期待しておりますので、また盛り込んでいただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今、スマートシティの構想の中でキャッシュレスという話が出ていますけれども、私自身はキャッシュレスというのにすごく抵抗があるんです。やっぱりポイントがついて、お金を使い放題に使えるというふうな感じに若い人がなってしまうのかというのが心配ですし、自己破産が増えたりしたら大変だなという感じがするんですけれど、その辺を抑えていくというような、そういうふうな考え方はどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 確かにそういった懸念、ゼロではないと思います。ただ、データとしましてございますのは、例えばQRコードで決済するものですか、あとは交通系と呼ばれる電車のICOCAのようなこういったもの、非常に単価といいますか、お一人当たりの使用金額というのは10万円以下というようなのが多いというふうなデータもございまして、どうしてもクレジットカード、こういったものと、先ほど議員おっしゃるような高額な買物をするのも、限度額によるんですけれども、そういったこともございまして。

ただ、今我々が想定していますキャッシュレス決済システムというのは、そんな危険をはらむようなものではなくて、より小口の日常、例えばコンビニエンスストアで購入を常に何とかペイを使ってされているような方々、こういった方々にプラスして25%ですとか30%ぐらいのポイントを付与して、紙幣というのが今、新型コロナウイルス感染症の影響で、できるだけそういったものに触れないということも新しい生活様式の中でも求められておりますし、繰り返しになるかもしれませんが、そういう危険はゼロではないけれども、むしろ、利便性を向上させる新しい生活様式への対応とかそういった要請に応える部分をより重視して、進めていきたいというふうに考えております。全くその懸念を無視するということはないんですが、今のところそう大きな影響はないのかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。でも、そういう懸念があるというところなので、そういうのを何とか食い止めるような、そういう方法みたいなものもまたお考えいただけたらなというふうに思いますし、また、いろんなデータがたくさん集まってくるような形になっていくのではないかというふうなことがあって、今でもスマートフォンを使っていてもいろんなところからいろんな情報が流れてきて、個人情報が出てしまったというふうなケースもあるようなので、そういうことは多分ないかと思いますが、企業のほうに個人情報が出てそれを企業が利用してしまったりとか、そういうところを絶対にならないようにというふうな、そういう施策というのは。

議長（矢野正憲君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 先ほど坂上昌史議員への答弁の中でも申し上げた今想定している事業につきましては、当然キャッシュレスの決済事業者を公募する形態になってまいります。しっかりとその仕様の中で、今、鱧谷議員おっしゃるような懸念に対して措置を取るようというのを明記したような仕様も、ほかの団体でもそういうところ、当然のことながら個人情報の取扱いというのは重要な観点でございます。そういったものを条件に事業者を募集してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 議員のご懸念なんですけれども、多くはこういったスマホを通じたようなキャッシュレスのサービスについての情報の少なさ、理解の低さというものが、いろんな疑念であったり怖さにつながっているのかなというふうに認識しております。そういう意味では、我々が率先してキャッシュレスに取り組んでいくことで、町の事業を通じて住民の皆様、そういった理解の低い方に対してのアプローチがある意味可能になるのかなと。

卑近ですけれども、マイナポイント事業におきましても、やっぱりこういったインセンティブがありますと、ふだんあまり使われないような高齢の方がたくさん問合せに来られたり手続に来られております。だから、やっぱり一つの入り口になるのかなと。そして、それを理解していただくために我々も手助けをさせてもらっていますし、こういったことを地道に進めてキャッシュレス化、これ国あるいは大阪府の動きにも沿うものでもありますし、今後の社会を見据えて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） くれぐれも個人的な情報が外部に流れていってしまわないような、その辺のセキュリティの問題もよろしく願いしておきます。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 昨日、大阪府が音頭を取って、大阪府内の全市町村と大学や関連企業が集まって新たなスマートシティの会合があったというふうに聞いておりますけれども、先ほど国との連携の話が渡辺議員から提案があって、もちろんそれは重要なことなんです。やっぱり地域性の似たところが、例えばビッグデータとか使うのに当たって、財政規模の小さいところとか人口の少ないところが一つでやるということではなかなか予算的にも難しい点があると思うんで、そういう横の連携というのが非常に大事なと思う。昨日の会合にどなたか出られていたら、どんなのやったかちょっと教えてほしいんですけど。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 田中議員が今ご紹介いただいたのは、大阪スマートシティパートナーズフォーラムということで昨日開催がありまして、町長もこれには出席されまして、私も随行という形で同行いたしました。240を超える団体が、これは産官学様々な、府内43市町村も賛助会員という形で入った中で、大阪府の公立大学であるとか、あるいは企業がたくさん入られた中で、大阪全

体でスマートシティを目指していくという大きな船出がなされたところでございます。

ここで昨日説明がありましたのは、この取組といたしましては、まずは市町村が、るる先ほども申し上げましたけれども、少子高齢化等がこれからどんどん進んでいく中で様々な課題を抱えていると。そういった課題を抽出すると。それに対して、スマートシティパートナーズフォーラムに参画している企業がこの課題をいわゆる企業、民間の知恵、ノウハウで、商業的に言ったら変ですけども、持続可能な形で解決を図っていくと、こういうコーディネートがこのフォーラムを通じて行っていくということの大きな方向性が示されております。

我々も、そういった意味ではここに参画しておりますし、これからいわゆるワーキングのような形で市町村がそれぞれのいろんな課題ごとに参画して、今申し上げたような取組に入っていくということでございまして、熊取町もこれに対しては積極的に課題という形での実証の場という形は手を挙げる予定もございまして、民間の活力をうまく引き出して解決のほうに、町の住民の皆さんのこれこそ先ほどから申し上げているとおり生活の向上、利便の向上、幸福の向上に向けて活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

いろいろ考え方はあると思うんですけども、熊取町スマートシティ構想は今、理事が言われたように今後の、日本全国そうやと思うんですけども、熊取町の課題も含めて、突破できる一つの手法かなと思います。やっぱりまちの活性化とか子育て世代の増入だとかなかなか進まないところをスマートシティの構想で何か突破できるようなことを、構想ということですけども、専門家の意見も聞いて具体化して、それが大阪府のスマートシティ構想の中には、例えば郊外にあるような我々のまちでしたらサテライトオフィスとかシェアオフィスだとか、そういう活性化の部分だとか、熊取町においてでもいろいろ買物ができたりとか、いろいろなことがスマートによってできるというふうなそういう行政、まちづくりの構想を実現してほしいと思います。非常に期待しておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。これをもって、案件1、熊取町スマートシティ構想についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件2、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和元年度実績報告についての件を説明願います。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、第3次行政財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和元年度の実績報告についてご説明します。

まず、ホッチキス留めの資料の1ページをご覧ください。

1ページは、元年度のまとめということで文章をしたためております。

1段落目には令和元年度の決算状況を記しました。令和元年度の一般会計決算につきましては、歳入面におきましては町税収入が増加いたしました。加えて、地方交付税や国・府支出金なども増加したところでございます。一方の歳出面では、中央保育所の大規模改造工事、町立小学校のトイレの洋式化、紺屋上橋の修繕、し尿処理の広域化、あと、前年度から繰り越されている各種災害復旧事業といった投資的経費が増加しているところに加えまして、扶助費をはじめとした社会保障関連経費も増加したところでございます。その結果、1億3,600万円の財源不足に対しまして、財政基金を繰り入れることで収支バランスを確保した状況でございます。

また、次の段落におきましては、町財政を取り巻く状況といたしまして、過去に類を見ない新型

新型コロナウイルス感染症がもたらした経済に対する影響が町財政に大きな影響を与えることは容易に想像できることであることから、引き続き各般の取組を進めていく必要があるとまとめさせていただいております。

続きまして、2ページをご覧ください。

1、各改革項目の取組による効果額を総括表としてお示ししてございます。令和元年度といたしましては、目標を6億3,939万8,000円としてございましたが、実績効果額につきましては5億1,103万2,000円となったところでございます。目標と実績との差額につきましてはマイナスの1億2,836万6,000円となったところでございます。

その下の表には、実績効果額として500万円以上の取組と、その効果額につきまして大口として抽出してございます。令和元年度の特徴を申し上げますと、通しナンバー、左の列ですけれども、45番、業務の見直しによる非正規職員の削減の取組によりまして、目標効果額が1,846万円に対して実績が3,055万1,000円となったところでございます。

次に、63番目、ふるさと納税の推進でございますが、目標効果額2億400万円を目指し計画を進めておりましたが、ふるさと納税制度の改正によりまして実績効果額が1億1,660万2,000円となったところでございます。

続きまして、通し番号68番、職員数の削減につきましては、目標効果額5,094万6,000円のところ、実績効果額6,914万1,000円となったところでございます。

次に、右側、3ページをご覧ください。

令和元年度基金繰入額実績でございます。第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」におきましては、収支バランスが均衡した行財政運営を目指しておりますので、財源不足による基金の繰入れ状況に着目した計画となっております。アクションプログラムの計画上は、様々な取組を行ったとしても平成29年の策定時の計画としまして公共施設整備基金から1億2,100万円の繰入れを予定していたところですが、令和元年度の決算では財政調整基金から1億3,600万円の基金繰入れを行ったところでございます。計画上の推計額と実績額とでは1,500万円の繰入れの差にとどまったところでございます。

続きまして、令和元年度末基金現在高の表でございます。

第3次行革におきましては基金残高を一つの目標としておりますが、アクションプログラム上で推計額と主要3基金の令和元年度末時点での残高を表としてまとめてございます。推計と実績、(①)、(②)をご覧くださいといただきますと、3基金ともに推計値より実績数値が大きい状況を維持できているところでございます。合計の列の3行目となりますが、計画策定時における平成29年度に見込んでいた基金現在高よりも7億4,279万6,000円多い状況でございます。

それでは、4ページ以降の個々の取組についてご説明します。ページ番号、通し番号を申し上げご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、4ページの通し番号の4番、こちらは生産性向上による超過勤務の抑制でございます。令和元年度も引き続きの取組を行いました。公共施設の老朽化や国庫補助金の活用に加えまして、平成30年度から繰り越された災害復旧事業の執行が通常業務に与えた影響などによりまして超過勤務が増加し、マイナス効果額となったところでございます。

令和元年度の取組の中でも主立ったものを中心にご説明させていただきます。

続いて、少し進んでいただきまして、6ページまでお進みください。

通し番号の15番をご覧ください。指定管理者制度導入の検討の図書館分でございます。令和元年度の実績としましては、図書館協議会からこれからの熊取町立熊取図書館の管理運営の在り方について答申をいただき、教育委員会及び行革審議会において指定管理者制度を導入しないことを報告したところでございます。

続きまして、7ページの通し番号の23です。新電力の継続導入の取組でございますが、令和元年度は目標効果額を上回る402万円の効果額を生み出したところでございます。

続きまして、9ページの通し番号40番をご覧ください。投資的事業の抑制の取組です。投資的事業の抑制の取組につきましては、緊急性や重要性により、選択と集中を進め、総額抑制に努めてきたところですが、保育所の大規模改造、橋梁修繕といった公共施設の老朽化対策、国の補正予算における補助金を活用した小学校のトイレの洋式化等、喫緊の課題に対応する必要がございまして、投資的経費が増え、目標効果額を下回る結果となりました。

次に、10ページの通し番号45番です。業務の見直しによる非正規職員の削減の取組です。令和元年度の取組の結果、嘱託員で基準としている平成29年4月から5名削減、臨時職員で17名の削減を行い、3,055万1,000円の効果額となりました。

続きまして、同じページの48番、新たな転入・定住促進の推進の取組でございます。令和元年度の取組結果ですが、社宅誘致支援が1件、3世代近居等支援につきましては120件の実績がございました。

次に、12ページの通し番号の58番をご覧ください。基金の有効活用の取組でございます。令和元年度の実績としましては、老人憩の家の耐震化の財源などとして3,351万4,000円の活用を行いました。

次に、通し番号59、60、61となりますが、59が町税、60が国保、後期高齢者保険料、61が介護保険料となっており、徴収率向上の取組となっております。町税におきましては、特別徴収義務者の一斉指定、大阪府域地方税徴収機構への参画による滞納対策などの取組によりまして、徴収率が向上したところでございます。国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険につきましても、夜間相談窓口の開設や臨戸徴収、納付コールセンターの活用などの取組によりまして徴収率の向上が図られたところでございます。

次に、13ページ、通し番号63番のふるさと納税の推進でございます。令和元年度におきましては、制度改正により謝礼品費の取扱いが変更されましたが、メニューの拡充を行ったことにより、寄附金額としては2億2,372万9,000円を頂いたところでございます。

続きまして、同じページの68番、職員数の削減の取組でございます。令和元年度の取組でございますが、新規採用者の抑制と早期退職者の募集を行い、取組前から19名の削減となり、効果額で6,914万1,000円の効果額となったところでございます。

次に、14ページの71、72、73、こちらは町特別職における人件費の削減の取組でございます。71番の令和元年度の効果額は、町長の退職手当の廃止に伴う効果額も含まれているところでございます。

続きまして、15ページの通し番号81です。住民票等のコンビニ交付開始の取組です。平成31年4月16日から住民票と証明書のコンビニエンスストアでの交付を開始し、サービスの向上に努めたところでございます。

最後に、17ページをご覧ください。取組番号89番の議員皆様方の期末手当支給率の据置き取組でございます。平成29年度、30年度に引き続き、令和元年度人事院勧告による改定を見送り、効果額が98万2,000円となっております。

表の最後の行が合計となっております。平成30年度のふるさと納税実績が非常に大きかったことから既に5年間の目標効果額は上回っておりますが、1ページにも記載させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症の町財政への影響が非常に不透明であることから、気を緩めることなく、できる取組は進めてまいりたいと考えてございます。

以上で、第3次行財政構想改革プラン「アクションプログラム」の令和元年度実績報告についてのご説明を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）12ページの通しナンバー56番の公有財産の活用についての旧南保育所につきまして、引き続き、売却を含めた活用方法について検討を行うということになってはいますが、もう測量とか

そういったものは終わっているのでしょうか。ちょっと今の検討状況を教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今のご質問の旧南保育所の売却、そういったことを含めてのいわゆる利活用の方法についての検討ということで、今年度、当初予算におきまして測定の予算をいただいております。その測定に向けての現在、作業を進めておるといような状況でございます。今年度、測定を確定した上で利活用を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。まずは、そしたら売却の方向で進めているということですね。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）売却を含めた上での検討を進めておるといようなことをご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）次、その下の62番の宿泊施設の誘致につきまして、今のコロナの関係もありまして、ここには完成は来年2月を予定しているということで状況が載っているんですが、この状況のままなんでしょうか。コロナの影響とかを受けて何らか変更とかあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今のところ、順調に予定どおり2月にオープンということで確認しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）9ページの39番の就学経費等助成金、遺児福祉年金の見直しについて、令和2年度から実施の効果額が出ているんですが、この辺の説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらの助成金あるいは年金の見直しにつきましては、大阪府内の同様な制度の状況の確認であったり、あるいは内容の再度精査を行っております。特に、今の現状といたしましては、この制度そのものが実際に本当に困窮されておられる方々への制度となっておるのかどうか、そのあたりを再度見直しておるところでございます。真にお困りの方の制度とすべく見直しを進めておるといような状況にございまして、令和2年度、すみませんが、コロナのせいにするわけではないんですけれども、そういったいろんな込み込みの状況を踏まえた中で、もう少しお時間をいただきたいというふうに考えておるところでございます。ただ、制度の中身につきましては、一定の案には至っておるといところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ということは、今回、実績を上げていますが実施しないということですね、令和2年度は。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）本当にお困りの方への制度ということになります。今の社会経済情勢でここまで踏み込むかどうか、それも含めた上で今検討しておるといところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。コロナの関係もありますので、ひとり親家庭とかそういったところにつきましては給付金等しっかりやっぱり手当てしていかないといけないので、今回この分につきましてはしっかりと、取り組まない方向でよろしく願いしておきます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）6ページの16番、町民会館分館の廃止というのが出ていますけれども、確かに廃止をやって、そこで使われている方は教育・子どもセンターのほうに移ったというのは存じているんです。今のこの場所を見ましたら建物はそのまま、地震とか、それから台風とかが来たら、3階建ての建物で周りに影響がある可能性だってある。たしか計画では取り壊して売却していくんだという方針が出たように記憶しているんですけれども、最近の進捗状況はどんなのですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員おっしゃるように、現在、30年9月30日をもって町民会館分館については廃止をしてございます。その分の効果額として上がっているのは人件費相当分ということになっています。現在、周りにフェンスを設置して敷地内に入れられないような形にしておるんですけれども、跡地活用についてはまだ現在、具体的にどういうふうな形ということについては検討中ということで、もうしばらくお時間をいただきたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）検討するのはいいんですけれども、やはり周りに影響のないようにちゃんと管理されて、お願いしたいと思います。たしか周りは大体高くて2階建て、奥へ行くほど2階建てでも低いような状況なので、物が飛んだりとか地震による影響だとかそういうことのないように、それと、並行して町民会館や公民館の建て替えの計画も進んでいるわけですので、やはりこういうところの後始末というのを、検討ばかりじゃなしに具体的に進めてもらわなあかんの違うかなと思うんですけれども、それは、方針は出ていないんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今現在、町民会館、公民館のほうについては改修、それからホールについては建て替えということで進めてございます。旧の町民会館分館については、新しく建てる中で取壊し等々についても検討はしているんですけれど、具体的に今の時点で方向性というのがまだはっきり決められていないという状況でございます。

（「管理の分は」の声あり）

教育次長（阪上敦司君）管理の分は、一応管理につきましてはフェンスをして敷地内には入れないようにということで、してございますけれども、おっしゃるように今後、台風であったりとか地震等も想定されていますので、そのあたりにつきましてはきちっと見回りをするであるとかいうふうな形で対応してございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）続いて、11ページの52番、公有財産の処分、先ほど南保育所の跡地の話とか出ましたですけれども、ため池のところが高塚池と平池が出ています。予算化されてこういう状況だという、たしか今年度のどこかの予算で、補正予算やったか当初予算やったか忘れちゃったけれども、源太池も何か上がっていたように思うんです。この3つの池、大体方向性としてはいつ頃処分をしていくという計画になるんですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）まず、ため池については、基本、利水権者の人がおらなくなったところとか、また水利組合がもう管理を要らないというふうなご意向を示されたところについては順次廃止をして、用地測量等をやった上で最終処分していくというふうな方針でやっておりまして、今、議員おっしゃった3つの池については、すみません、ちょっと手元に資料がないのであれなんですけれども、測量について今予算化をしておいて、周辺の地権者と鋭意立会いをしているというふうなところですよ。

ただ、すみません、時期についてはできれば今年度中にはやりたいなというふうに思っているんですけれども、当然、隣接の地権者との境界を決めるというふうなこともありますので、そこは今

年度中には目標というふうな形でやっていきたいというふうに考えておるところでございます。
以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和元年度実績報告についての件を終了いたします。

会議の途中ですが、ただいまから2時55分まで休憩します。

（「14時37分」から「14時55分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、案件3、町村選挙における選挙公営の拡大についての件を説明願います。奥村総務課長。
総務課長（奥村光男君）それでは、町村選挙における選挙公営の拡大についてご説明申し上げます。

まず、1、経緯でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年法律第45号をもって6月12日に公布されたもので、この公職選挙法の改正につきましては、町村選挙における立候補に係る環境改善のため、これまで町村選挙以外では認められていた選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することに併せて、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置といたしまして供託金制度を導入することを目的として行われ、令和2年12月12日に施行されるものでございます。

次に、2、この法改正に伴う本町の対応についてでございますが、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成については、条例で定めることにより公費で実施できるものとされましたので、法の改正趣旨を踏まえまして、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例を制定し、選挙公営を拡大することにより、候補者の選挙運動費用を軽減することで幅広い人材確保を図るものでございます。

なお、当該条例の施行日については、公職選挙法の一部改正に合わせ令和2年12月12日とするものでございます。

続きまして、選挙公営と供託金の内容についてでございますが、町村長選挙については、自動車の使用、ビラ、ポスターの作成が私費から公営となるものでございます。町村議会議員選挙については、自動車の使用が私費から公営へ、ビラについては頒布不可から解禁となり、公営対象となるものでございます。ポスター作成についても私費から公営となり、また、新たに供託金制度が導入され、その金額については公職選挙法第92条の規定によりまして15万円となるものでございます。

上限単価、数量については、新たに制定する条例で定めるものでございますが、その設定については国に準じて定めるものでございます。まず自動車の使用については、自動車の燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる場合では1日当たりの上限単価が6万4,500円であり、また、1台のみ選挙運動期間の5日間となるものでございます。次にビラについては、1枚当たりの上限単価が7円51銭で、枚数は町長選挙の場合が5,000枚、町議会議員選挙の場合が1,600枚でございます。ポスターについては、上限単価が1枚当たり4,456円で、数量がポスター掲示場の箇所数である79枚となるものでございます。

なお、選挙公営につきましては、供託物が没収されない候補者に限り公費で実施できるものでございます。

また、選挙公営の手続の具体的な詳細については、今後、手引等を作成の上、立候補説明会などの場で説明する予定でございます。

続いて、3、直近の選挙実績により算出した町負担の見込額でございますが、町長選挙で候補者2名に対して上限額を負担した場合で試算しますと、自動車の使用が64万5,000円、ビラ作成が7

万5,100円、ポスター作成が70万4,048円となり、合計で142万4,148円となり、候補者1人当たり71万2,074円となるものでございます。

続きまして、町議会議員選挙で候補者16名に対して上限額を負担した場合で試算しますと、自動車の使用が516万円、ビラ作成が19万2,256円、ポスター作成が563万2,384円となり、合計で1,098万4,640円となり、候補者1人当たり68万6,540円が町負担見込額として試算しているものでございます。

最後に、4、今後のスケジュールについてでございますが、裏面をお願いいたします。

9月定例会において当該条例を上程させていただき、ご可決いただきました後、12月の選挙管理委員会において関係規程の制定と一部改正を行い、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日である12月12日に新規条例、選挙管理委員会規程の制定及び一部改正を施行し、町村選挙における選挙公営の拡大を図るものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、町村選挙における選挙公営の拡大についての件を終了いたします。

議長（矢野正憲君）次に、案件4、泉佐野市田尻町清掃施設組合へのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託についての件を説明願います。島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）泉佐野市田尻町清掃施設組合へのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託についてご説明いたします。

1、規約制定の協議と議会の議決ですが、本町のし尿及び浄化槽汚泥処理、収集及び運搬を除きますが、これに関する事務については令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合への委託を予定しております。その事務の委託を行うに当たっては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき協議により規約を定めることが必要であり、また、同条第3項により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、泉佐野市田尻町清掃施設組合と協議を行うに当たり議会の議決が必要となるものでございます。

2、規約の内容ですが、地方自治法第252条の15により、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の支弁の方法、予算の計上、決算の措置、連絡会議、条例等の制定または改廃の場合の措置等の内容を規定することになっております。

3、規約案要綱ですが、別紙1の3ページをご覧ください。考え方についてご説明いたします。

別紙1の1、事務委託の範囲ですが、熊取町は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、収集及び運搬を除いたし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を泉佐野市田尻町清掃施設組合に委託いたします。

2、管理及び執行の方法は、泉佐野市田尻町清掃施設組合の条例及び規則その他の規程の定めるところによるものといたします。

3、経費の負担等についてですが、委託事務の管理及び執行に要する経費は熊取町の負担といたします。その経費の額及び交付の方法は、泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者が熊取町長と協議して定めます。この場合において、組合管理者はあらかじめ経費の見積りに関する書類を町長に送付するものとします。

4、予算の計上ですが、組合管理者は、その委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、泉佐野市田尻町清掃施設組合一般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとします。

5、決算の措置ですが、組合管理者は、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものといたします。

6、連絡会議については、組合管理者及び町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとしします。

7、条例等の制定または改廃の場合の措置については、組合管理者は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、または改廃しようとするときは、あらかじめ、次のページに移りまして、条例等を制定し、または改廃したときは直ちに当該条例等を町長に通知するものとし、通知を頂きましたら町長は直ちに当該条例等を公表するものとしします。

8、補則ですが、規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項については、組合管理者と町長が協議して定めるものとしします。また、この考え方に基きまして協定書の締結をしたいと考えております。

9、委託開始日ですが、令和3年4月1日からとしております。

10、その他としまして、町長は、規約告示の際、委託事務に関する泉佐野市田尻町清掃施設組合の条例等が熊取町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとしております。

1ページに戻っていただきまして、4の規約に基づく協定書案要綱についてでございます。これにつきましては、別紙2、5ページでございます。こちらも考え方についてご説明いたします。

1、定義でございます。ここで基幹改修工事と大規模修繕工事について定義いたします。基幹改修工事とは、施設維持基準の改正による工事等処理方式の変更を伴う工事としており、大規模修繕工事とは、当該年度における修繕及び工事に係る支出の総額が8,000万円を基準として、その基準を超えた部分の修繕または工事のことで、基幹改修工事以外の修繕または工事としております。

2、経費等の額ですが、(1)委託に係る費用単価は、先ほど定義した基幹改修工事及び大規模修繕工事に係る経費を除いて、1キロリットル当たり5,808円とします。その費用単価に当該年度に熊取町が予定する搬入量を乗じて、年間の委託事務の管理及び執行に要する経費とします。

(2)は、(1)の費用単価の算出方法を記載しています。熊取町の事務委託に伴って増額すると算出された経費に、それ以外の施設の維持管理に関する経費は搬入量割で算出された熊取町経費、それと組合議会その他総務に関する経費は人口割で算出された熊取町経費を加えて、その総額を熊取町が予定する搬入量で除して算出するとしております。

(3)熊取町は、既存施設の使用料として、令和3年度に限り2,292万1,443円を負担します。これは、令和2年3月末の固定資産台帳簿価額の3分の1の金額でございます。

3、経費等の支払いについては毎年ごとの5月末日までに、令和3年度に限り負担する既存施設使用料については令和3年4月末日までに、それぞれ組合からの請求書により支払うものとしします。

4、経費の精算についてですが、当該年度において委託事務経費に過納等が生じた場合は、組合は熊取町にその旨を通知し、精算するものとしします。

5、工事の支弁方法についてですが、(1)基幹改修工事では、施設の整備等改修工事が必要となった場合は、その費用負担の割合、支払い時期、支払い方法等について事前にその都度協議するものとしします。(2)大規模修繕工事では、修理または工事が必要となった場合は、1市2町の当該年度の搬入量に応じて負担するものとしします。

6、協定の見直しですが、費用単価は、5年ごとに実績等を勘案し、その状況について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づき見直しを行うこととしております。

最後に、7、補則でございますが、協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、協議により定めるものとしております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、5、今後の予定でございます。

令和2年9月、規約案協議を9月議会に上程、議決いただきましたら、令和2年10月、規約案協議を組合議会に上程、議決、それから規約の制定、告示、協定書締結と進めまして、令和2年11月、規約、協定書を府へ届け出、併せて熊取町のし尿を組合処理場に搬入いたしまして、試験運転を約2か月間の予定で開始いたします。令和3年4月、し尿処理事務委託を開始するというものでございます。

説明は以上でございます。

議長（矢野正憲君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、泉佐野市田尻町清掃施設組合へのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務委託についての件を終了いたします。

以上で、本日の案件は終了いたしました。

議長（矢野正憲君）そのほか、何かご報告等があれば承ります。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）それでは、私から町制施行70周年記念事業に係る推進体制について報告いたします。資料に基づいてご説明いたします。

1、趣旨につきましては、先日、7月17日に町制施行70周年記念事業の目的、コンセプトなどについて資料提供を各議員にさせていただきましたが、当該事業の推進体制といたしまして、本町が令和3年11月3日に町制施行70周年を迎えるに当たり、節目の記念日を住民とともに祝い、気運を盛り上げていくための各種事業を全庁的にかつ一体的に実施するため、庁内に町制施行70周年記念事業プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）を設置するものでございます。

加えて、町全体で記念日を祝するという観点から、住民、各種団体などに参画いただく組織として町制施行70周年記念事業懇話会を設置し、PTが行う記念事業の企画立案などに係る意見聴取及び情報共有を図りながら、町全体で事業を推進する体制を構築するものでございます。

次に、推進体制図でございますが、中ほどに記載しておりますプロジェクトチームがでございます。こちらにおきまして町制施行70周年記念事業の枠組みですとか具体的な内容を検討することといたしまして、庁内各部局からチーム員の推薦を受け、本日第1回の会議を開催したところでございます。チーム員の推薦に当たりましては、やる気と情熱のある前向きな職員をとということで各部局から職員を選んでもいただきまして、本日も闊達な議論を行ったところでございます。

そうしまして、その上に位置しますのが、PTが行う記念事業の企画立案などに係る意見聴取ですとか情報共有を行わせていただく懇話会となります。こちらにつきましては記載のとおりでございます。議会をはじめ広く各種団体などから代表の方に参画いただくべく、1から7の区分ごとに順次私ども事務局から就任の依頼を行っておるところでございます。なお、第1回の懇話会会議につきましては10月中旬頃の開催を予定しておるところでございます。

やや下辺りでございますが、このように懇話会におきまして意見聴取、情報共有が行われた記念事業につきまして、庁議である部長会に付議、報告いたしまして、その内容を決定してまいります。

各記念事業の実施につきましては、図にもありますとおり、プロジェクトチームと連携、調整を図りながら、庁内各部局におきましてPTのチーム員が中心となって各部局で体制を構築の上、事業を実施するものでございます。

なお、参考に、懇話会の設置要綱につきましては2、3ページ、プロジェクトチームの設置要綱につきましては4、5ページにお示ししておりますので、後ほどご覧いただけましたら幸いです。

以上で説明を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）それでは、対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金給付事業の実績につきましてご報告申し上げます。

まず、1、給付対象でございますが、特別定額給付金の給付対象者につきましては4月27日時点において住民基本台帳に記録されている方が対象となりまして、その対象者にDVの申出情報等を加味した結果、1万8,203世帯4万3,531の方が対象でございました。

続きまして、2、事業期間につきましては、令和2年5月11日から8月11日まででございます、この期間は郵送申請分の受付開始日から全ての申請方法の期限である8月11日を記載してございます。

3、給付実績につきましては、申請件数1万8,170世帯、そのうち辞退件数が8世帯ありましたので、給付件数は1万8,162世帯でございます。その内訳は、郵便・窓口申請が1万7,558世帯96.67%、マイナポータル申請が604世帯3.33%でございました。給付額につきましては4万3,481人分43億4,810万円、給付対象者の99.89%の方に給付いたしました。また、未申請世帯につきましては33世帯となり、そのうち郵便返戻、居所不明の世帯が5世帯でございました。未申請者への対応につきましては、7月11日に未申請者を対象に勧奨通知を行い、また、郵便が返戻された方や60歳以上の独り世帯の方には戸別訪問を行うなどの対応を行ったところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）この場をお借りいたしまして、1件、困窮事業者特別定額給付金について情報提供させていただきます。

当該事業の給付金の申請につきましては、今月末までということで取り組んでまいりましたが、申請期間を延長させていただきたいと考えてございます。申請件数、昨日25日現在で24件、本日も6件ほど届いておりまして、それでも30件というところでございまして、こちらの想定を大きく下回る申請状況となっております。

その辺の要因等につきまして、商工会とも聞き取りを行うなど検証させていただいたんですが、幾つか考えられる中でそのうちの一つとして、国の持続化給付金、こちらの申請期間が令和3年1月15日までであるというところで、今後50%以上の売上げ減少が見込めるというところで申請を見合わせておるといった事業者の声が何件かございました。可能な限り速やかに支給すべく本事業に取り組んできたところではございますが、現実的に今後の売上げ減少を見越して本町の給付金申請を見合わせておる事業者がおられるというところでございますので、そういった事業者を救うべく、国の持続化給付金の申請期間終了を待って本町の給付金申請が行えるように、申請期間を来年、令和3年2月15日までという形でさせていただきたいと考えてございます。

なお、延長する旨の周知ですけれども、給付金申請要領の修正を直ちにさせていただきまして、速やかに町のホームページ、商工会加入者、事業者への通知、さすがに9月号広報は間に合いませんので、10月号広報への掲載等を行いたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

以上で情報提供を終わります。

議長（矢野正憲君）道端広報公聴課長。

広報公聴課長（道端秀明君）それでは、熊取町LINE公式アカウントの運用の開始につきまして、急遽ではございますが、この場をお借りいたしましてご案内をさせていただきたいと思っております。

お手元の1枚物の資料をご覧ください。

熊取町のLINEにつきましては、その立ち上げのために準備を進めてまいりましたが、このたび運用開始の準備が整いましたので、本日ご報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料の1番をご覧ください。

まず、運用開始日でございますが、8月28日でございます。ホームページや広報10月号にてお知らせさせていただきたいと思っております。

続きまして、2番のLINEのメニュー画面でございますが、裏面のほうをご覧ください。

これはLINEの画面のイメージでございます。大きなサイズでございますが、画面の上半分は熊取町から通知されるいわゆるトーク画面と呼ばれるもので、ここに町から通知する内容がどんと記事として上がってまいります。そして下半分、6つのメニューが入ってございますが、これは最初から掲載しているコンテンツのメニューでございまして、これはタップすることによって閉じたり開いたりすることができず、これはホームページへのショートカット機能でございまして、

先進の自治体を参考に、ニーズの高い6つのメニューを設定してございます。

それでは、表面のほうにお戻りください。

3番のプッシュ通知、いわゆる友だち登録ということで通知ができるようになるんですが、友だち登録いただいている方にお知らせする内容でございます。①から③のとおり、防災やコロナウイルスなどの感染症などの緊急情報や、町内放送で放送した内容などをLINEでお知らせするものがございます。

最後に、4番の利用方法でございますが、一番下に二次元バーコードがございますので、こちらで読み取っていただいて友だち登録していただいでのご利用という形になりまして、これをホームページ等に積極的に載せていきたいというふうに思っております。

議員の皆様におかれましては、ぜひお友達にご登録いただきたいと思っております。その上でこの人数を増やしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお祈りいたします。登録につきましては、あさっての28日から可能となりますので、それまでお待ちいただきたいと思っておりますが、よろしくお祈りしたいと思います。

以上、LINE公式アカウントの運用開始についてのご説明とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）報告が終わりました。何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「15時23分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

矢野正憲